

3 アレルギーに係る事故等の未然防止に向けて

学校園において、アレルギー疾患の幼児児童生徒に対する取組を進めていくためには、保護者や主治医、学校関係者等が十分に話し合い、個々の幼児児童生徒の情報を的確に把握し、教職員全員が必要な情報を共有し、緊急時に教職員一人ひとりが何をすべきかを正しく理解しておくことが重要です。

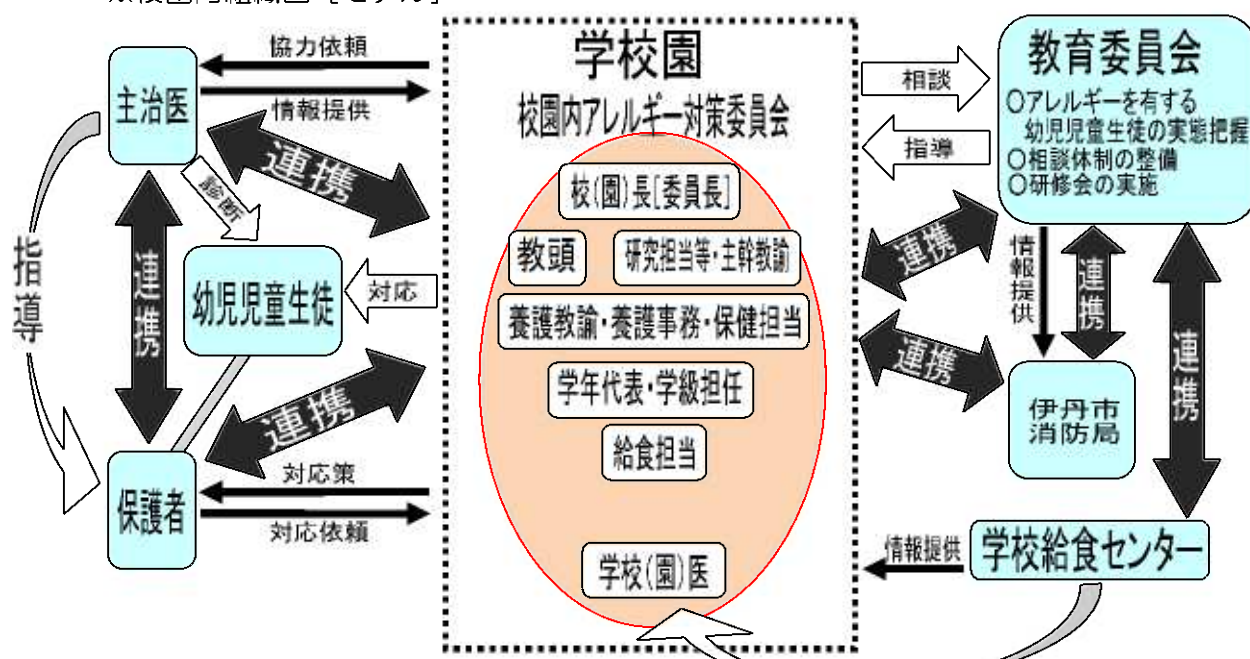
そこで、本章では、学校園における体制の整備やアレルギーを有する幼児児童生徒の把握の流れを示すとともに、情報の共有を図る際の留意点や対応の基準、教職員への研修方法等について説明します。

①校園内体制の整備

校園内アレルギー対策委員会の設置〔モデル〕

基本構成	校(園)長、教頭、研究担当等・主幹教諭、養護教諭・養護事務 給食担当、保健担当、学年代表、学級担任、栄養教諭、学校(園)医 ※必要に応じて、校園内アレルギー対策委員会の構成員は変更します。
検討事項	①個別の幼児児童生徒に係る学校園生活における対応策の検討 ②アナフィラキシー等緊急時対応の検討 ③幼児児童生徒へのアレルギーに関する正しい理解、啓発の検討 ④教職員への研修計画の検討 等

※校園内組織図〔モデル〕



※校園内保健委員会と兼ねる等、各学校園の実態に応じた体制の整備をお願いします。

教職員等の役割 [モデル]

校園内アレルギー対策委員会に参加する教職員の主な役割については、それぞれ次のとおりとします。(◎：中心、○：他の職員と連携、△：必要に応じて)

主 な 役 割	校 園 長	教 頭	研究 担当 等	主幹 教諭	養護 教諭	養護 事務	給食 担当	保健 担当	学年 代表	学級 担任	栄養 教諭	学校 園医
校園内アレルギー対策委員会の設置・招集	◎											
校園内アレルギー対策委員会における対応策の決定	◎											
校園内アレルギー対策委員会の開催		◎										
アレルギー調査の実施及び入力										◎		
アレルギー調査結果をもとに、一覧表の作成（食物）							◎					
アレルギー調査結果をもとに、一覧表の作成（その他）					◎							
面談の実施	○				○	○				○	△	
面談以外の聴取										◎		
学校生活管理指導表の配布・回収										◎		
アレルギー対応プランの作成					○	○				◎	○	
アレルギー対応プランの作成にあたっての指導及び助言												◎
アレルギー対応プラン・学校生活管理指導表の保管・管理		◎										
教職員全員へアレルギー対応策を伝達	◎											
主治医、学校園医への協力依頼	◎	○										



主 な 役 割	校 園 長	教 頭	研究 主幹 教諭 等	養護 教諭	養護 事務	給 食 担 当	保 健 担 当	学 年 代 表	学 級 担 任	栄 養 教 諭	学 校 園 医
保護者や関係機関等との連絡窓口として全体の連絡調整		◎									
保護者に対して対応策を伝達		◎							○		
教職員への連絡調整及び指導助言			◎	◎			◎				
校園内研修の企画、実施			◎				○				
他の幼児児童生徒への指導方法の検討						○	○				
主治医、学校医に対し、応急処置の方法や連絡先を確認				◎							
アレルギー対応予定一覧表への入力									◎		
アレルギー対応予定一覧表の作成（食物）						◎					
アレルギー対応予定一覧表の作成（その他）				◎							
幼児児童生徒の実態把握				○	○				◎	○	
給食時の事前チェック内容の確認		○							◎		
学年間の連絡調整								◎			
『学校給食用物資配合表』及び『食物アレルギーチェック 用こんだて表』の作成並びに配布										◎	

※この[モデル]を参考に、学校園の規模や実態に応じて、役割を決定してください。



教職員等の主な役割の詳細 [モデル]

校園内アレルギー対策委員会に参加する教職員の主な役割の詳細 [モデル] については、それぞれ次のとおりとします。

校園長 (委員長)	◎ 校園内アレルギー対策委員会を設置し、招集します。 ◎ 主治医、学校医に対して協力依頼をします。 ◎ 校園内アレルギー対策委員会において対応策を決定します。 ◎ 教職員全員に対し、対応策を伝達します。 ○ 保護者との面談に同席します。
教頭	◎ 「アレルギー対応プラン(様式5)」・「学校生活管理指導表」の管理をします。(保管場所は職員室等、) ◎ 保護者や関係機関との連絡窓口として、全体の連絡調整を行います。 ◎ 保護者に対して、対応策を伝達します。 ◎ 校園内アレルギー対策委員会を主務者として開催します。 ○ 保護者との面談に同席します。 ○ 給食時の事前チェックについて内容を確認します。
研究担当等 主幹教諭	◎ 校内研修を企画し、実施します。 ◎ 教職員への連絡調整及び、指導助言を行います。
養護教諭 養護事務	◎ アレルギー調査結果をもとに、アレルギー幼児児童生徒一覧表(その他)を作成します。 ◎ アレルギー対応予定一覧表(その他)を作成します。 ◎ 主治医、学校園医との連絡窓口となり、応急処置の方法や連絡先を事前に確認します。 ◎ 教職員への連絡調整及び、指導助言を行います。 ○ 学級担任、給食担当、栄養教諭等と連携を図り、保護者との面談に同席し、幼児児童生徒の実態を把握します。 ○ アレルギーの原因物質(アレルゲン)や症状、家庭での対応状況等を把握します。 ○ 学級担任、栄養教諭等と協力して、「アレルギー対応プラン」を作成します。
給食担当	◎ アレルギー調査結果をもとに、アレルギー幼児児童生徒一覧表(食物)を作成します。 ◎ アレルギー対応予定一覧表(食物)を作成します。 ○ 学級担任、養護教諭、栄養教諭等と連携を図り、保護者との面談に同席し、幼児児童生徒の実態を把握します。 ○ 食物アレルギーの原因物質(アレルゲン)や症状、家庭での対応状況等を把握します。 ○ 他の幼児児童生徒がアレルギーを正しく理解できるよう、指導方法の検討を行います。

	○ 栄養教諭が配置されていない学校園においては、学校給食センターの栄養教諭等との連絡窓口として、連携を図ります。
保健担当	◎ 教職員への連絡調整及び、指導助言を行います。 ○ 校内研修を企画し、実施します。 ○ 給食を実施していない幼稚園及び中学校においては、他の幼児児童生徒がアレルギーを正しく理解できるよう、指導方法の検討を行います。
学年代表	◎ 学年間の連絡調整を図ります。
学級担任	◎ アレルギー調査を実施し、結果をデータ入力します。 ◎ 面談以外の家庭に対し、家庭訪問や電話等で聴取します。 ◎ 医師の診断が必要な家庭に対し、学校生活管理指導表を配布及び回収をします。 ◎ 養護教諭・養護事務、栄養教諭等と協力して、主務者として「アレルギー対応プラン」を作成します。 ◎ 教室において、事前チェック内容を確認し、実施します。 ○ 養護教諭・養護事務、給食担当、栄養教諭等との連携を図り、保護者との面談等により、中心となって幼児児童生徒の実態を把握します。 ○ 連絡帳等による家庭での状況、給食後や普段の様子から幼児児童生徒の実態を把握し、養護教諭・養護事務等の関係職員へ伝えます。
栄養教諭等	◎ 学校給食センターにおいて『学校給食用物資配合表』を作成し、各小学校へ送付します。また、『食物アレルギーチェック用こんだて表』を毎月作成し、前月中旬頃に各小学校へ送付します。 ○ アレルギーの原因食物や、家庭での調理の状況を把握します。 ○ 学級担任や養護教諭等と協力してアレルギー対応プラン（食物に限る）を作成します。 △ 学級担任、養護教諭、給食担当等と連携を図り、必要に応じて保護者との面談に同席し、児童の実態を把握します。
学校(園)医	◎ 「アレルギー対応プラン」の作成にあたり、指導及び助言を行います。

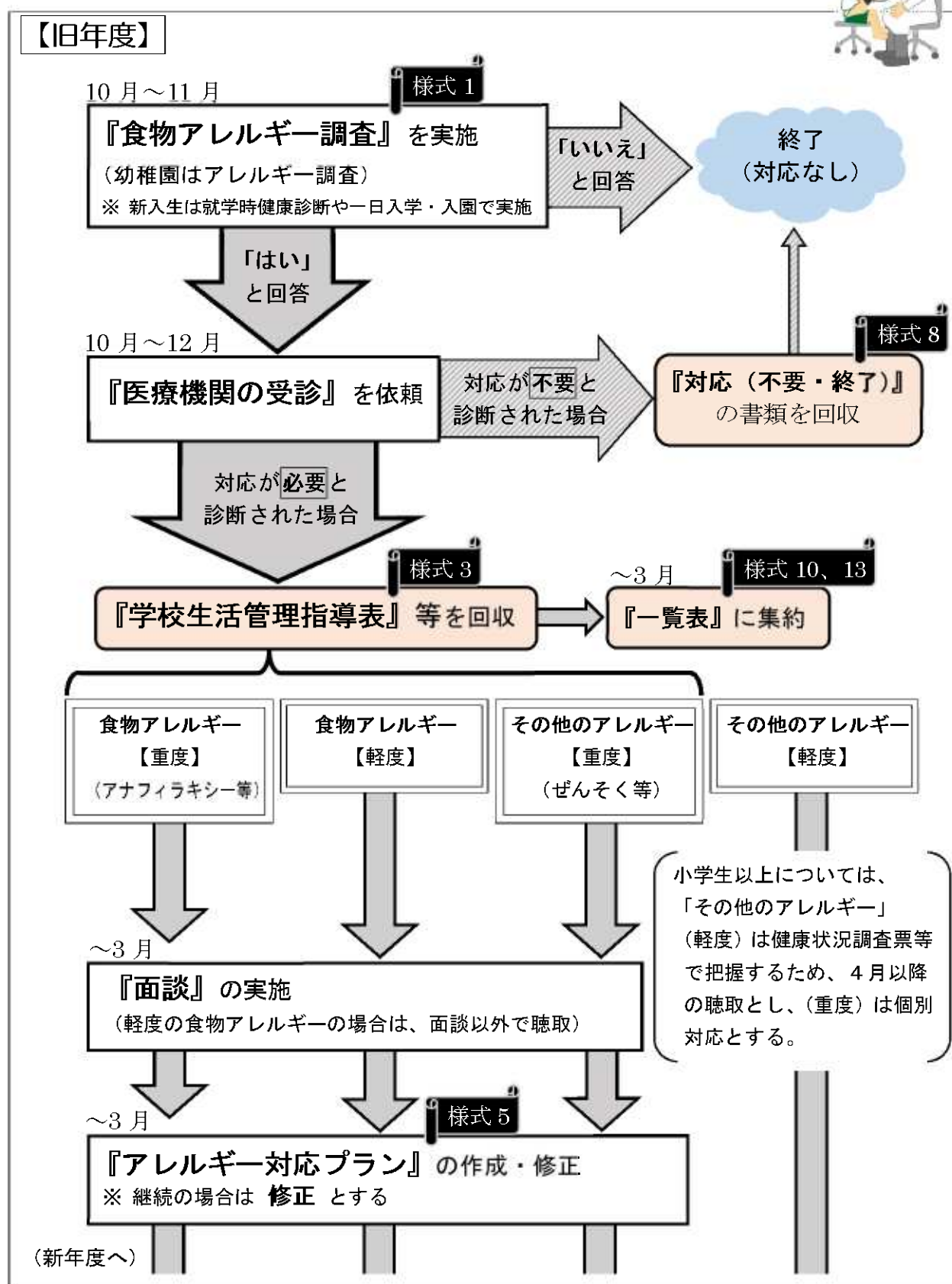
※上記以外にも、家庭科や部活動などの食に関する活動において、幼児児童生徒の実態の把握や対応についての検討等、状況に応じた対応をお願いします。

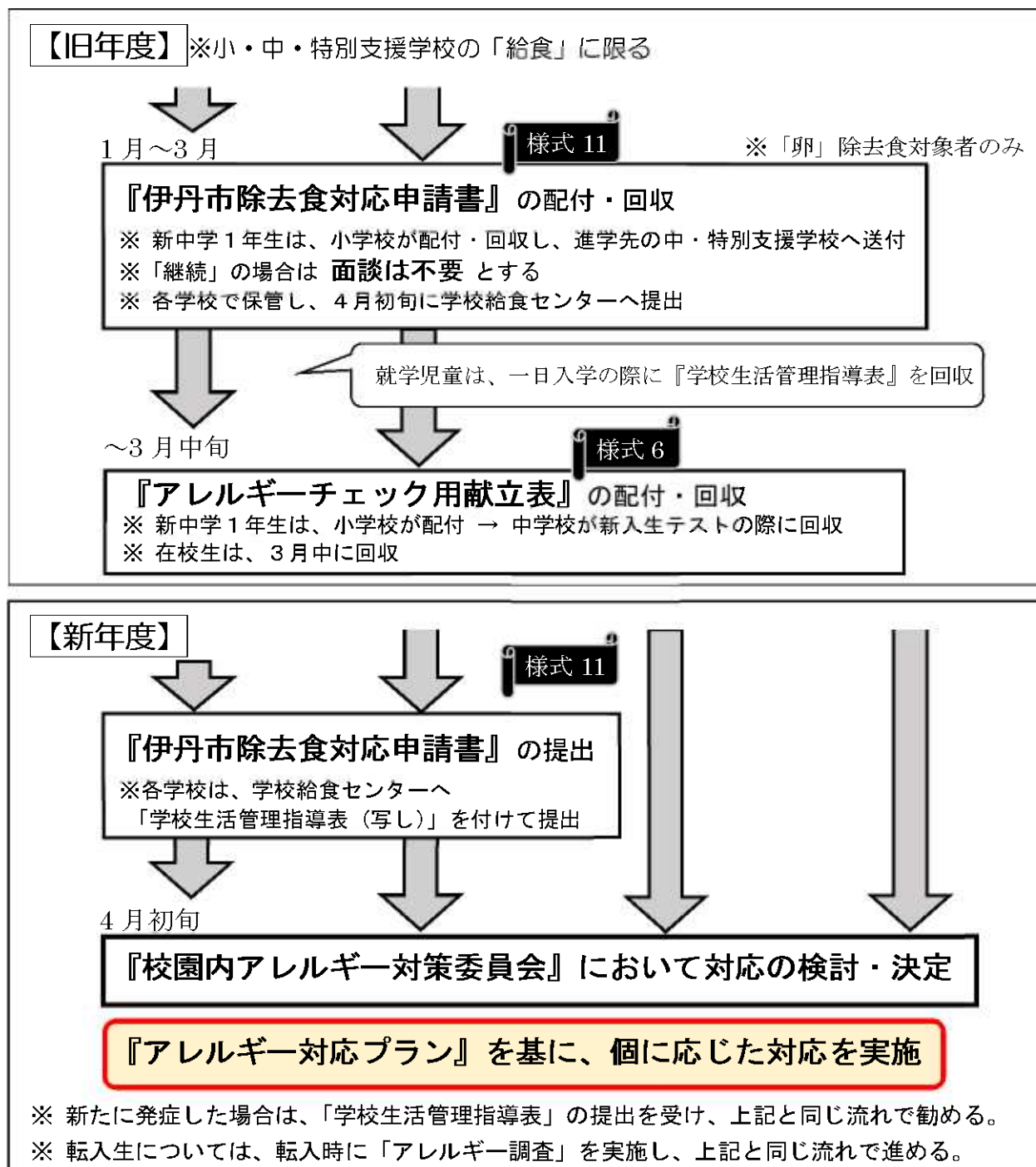


アレルギー対応に関する流れ



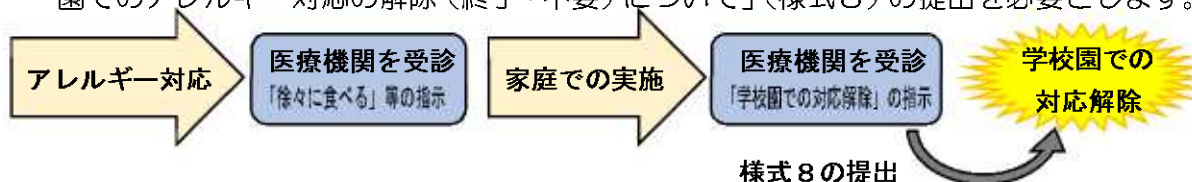
【旧年度】





アレルギー対応の解除に関する流れ

アレルギー対応を解除する際には、事故も起きやすく、十分な注意が必要です。
 そのため、医療機関で、学校園での対応が必要でない旨の指示を受け、学校園へ「学校園でのアレルギー対応の解除（終了・不要）について」（様式8）の提出を必要とします。



アレルギーの種類に応じた進め方

アレルギーの種類によっては、医師の診断や面談等を必要とするものと、そうではないものに分けられます。進め方については、それぞれ次のとおりとします。

(○：必ず必要、△：場合によっては必要、—：必要ない)

	食物アレルギー		その他のアレルギー		アレルギーなし ・ 対応の必要なし
	軽度	重度 (アナフィラキシー等)	軽度	重度 (ぜん息等)	
①アレルギー調査	○	○	○	○	○
学校生活管理指導表 等の提出	○	○	△	○	—
②面談	△	○	△	○	—
③アレルギー対応プラン	○	○	△	○	—

※「重度」については、命に関わる可能性があるもの(①エピペン®を所持している、②アナフィラキシーショックの経験がある等)を判断の基準とします。

※面談(△)については、面談以外の方法で聞き取りを行うことも可能とします。

面談の進め方

目 的	・保護者にアレルギー対応の実施基準(p 1)を理解してもらう ・アレルギーの症状や家庭で実際に行っている対処方法等について詳細を聞き取る ・家庭が希望する対応について聞き取る ※ただし、学校で安全に実施できることが前提であり、全ての希望に対して対応できるわけではないことを理解してもらう
対象者	・食物アレルギー(個別対応が必要) ・ぜん息(重度) ・その他(特に配慮が必要)
面談時期	食物アレルギー … 旧年度(3月中旬までに実施) その他のアレルギー … 新年度(4月中に実施)
面談場所	各学校園で実施
参加者	対象幼児児童生徒の保護者、管理職(校園長又は教頭)学級担任、養護教諭、給食担当、(栄養教諭等)
面談の内容	「学校生活管理指導表」(様式3)をもとに、聴取を行う アレルギーの確認、発症時の症状と対処方法の確認 日常における家庭での対応の確認、服用している薬の確認 アナフィラキシーショックの経験の有無、「除去食」の説明 提出される様式の保管・情報共有の方法等についての説明 ※面談の際には、「アレルギー面談記録(聞き取り用)」(様式2)をもとに聴取を行う



※面談以外(電話や個人懇談、家庭訪問等)の方法での聴取についても、面談と同様に、「アレルギー面談記録(聞き取り用)」(様式2)をもとに聴取を行うこととします。

医療機関の受診について

学校園生活において個別の対応が必要な場合は、医療機関を受診してもらうことが必要です。

その中で、特に配慮を要する（食物アレルギーや重度のぜん息等の）幼児児童生徒については、安全確保の観点からも「学校生活管理指導表」の提出が必要です。そのため、保護者に十分な説明を行い、理解を得たうえで「学校生活管理指導表」の提出を依頼してください。

ただし、前回に提出されたものと変化がない場合は、「アレルギー対応に係る「学校生活管理指導表」の提出について」（様式3-2）を、前回の「学校生活管理指導表」と併せて提出してもらうことで、対応を進めることとします。

②学校園生活での対応について

アレルギー疾患の幼児児童生徒が健康で安全な環境で活動できるよう、学校園生活全体を通して、アレルギーの症状を誘発したり悪化させる要因がないか、検討する必要があります。特に食物アレルギーについては、給食や昼食時間だけでなく、食物や教材を扱う学校園の行事（収穫祭や誕生祝い、宿泊行事等）や学習活動（家庭科の授業、生活科、特別活動、総合的な学習の時間、クラブ活動等）での対応については十分な配慮が必要です。

アレルギーと関連の深い学校園での活動

○：注意を要する活動 △：時に注意を要する活動

学校園での活動	ぜん息	アトピー性 皮膚炎	アレルギー性 結膜炎	アレルギー性 鼻炎	食物アレルギー アナフィラキシー
1.動物との接触を伴う活動	○	○	○	○	
2.花粉・ほこりの舞う環境での活動	○	○	○	○	
3.長時間の屋外活動	○	○	○	○	
4.運動（外遊び・体育・部活動等）	○	○	△	△	△
5.水遊び・水泳	△	○	○		△
6.給食		△			○
7.食物・食材を扱う活動・授業		△			○
8.宿泊を伴う校内外活動	○	○	○	○	○

学校園生活における具体的な対応方法

アレルギーの原因となる物質や、その症状については、個人差があるため、個別の対応が必要です。下記に挙げた例を参考に、各校園アレルギー対策委員会において、個々への対応を検討及び決定する必要があります。

主な症状	具 体 的 な 対 応 方 法 (例)	
ぜん息 	掃除当番	掃き掃除をさせない
		マスクをつける
	係活動	飼育係をさせない
	体育の授業や運動会	参加できる内容等についての配慮
	校園外学習	学習内容や外出先の環境への配慮
		発症時の対応等の配慮
	宿泊行事	宿泊先等の環境や活動内容への配慮
		発症時の対応等の配慮
アトピー性 皮膚炎 	掃除当番	掃き掃除をさせない
	係活動	飼育係をさせない
	体育の授業や運動会	参加できる内容等についての配慮
		発汗時の配慮
	校園外学習	学習内容や外出先の環境への配慮
	宿泊行事	宿泊先等の環境や活動内容への配慮
		スキンケアの場所の提供
アレルギー性 鼻炎・結膜炎 	掃除当番	掃き掃除をさせない
		マスクをつける
	体育の授業や運動会	参加できる内容等についての配慮
	屋外活動	参加できる内容等についての配慮

主な症状	具 体 的 な 対 応 方 法 (例)	
食物アレルギー 	学校給食	レベル1 食物アレルギーチェック用献立表・配合表
		レベル2 一部弁当持参
		レベル3 除去食
	校内外学習・宿泊行事等	外出先での食事
		発症時の対応等の配慮
	収穫祭等	食事など
		発症時の対応等の配慮
	家庭科・総合的な学習	教材教具の材料の配慮
※食物アレルギーの発症を防ぐためには、自己管理が必要となります。そこで表示の見方や成分の確認方法を自分で行えるように、発達段階に応じた指導をします。		
アナフィラキシー 	校内外学習	外出先での食事
		アナフィラキシー時の対応等の配慮
	宿泊行事	外出先での食事
		アナフィラキシー時の対応等の配慮
	運動誘発性	アレルゲンを摂取した可能性がある場合の配慮
その他 	アレルギーによる服薬	薬の持参の確認
		保管場所の提供
	※昆虫（ハチなど）や医薬品、天然ゴム（ラテックス）などの場合は、アナフィラキシーを発症することもあるため、「学校園活動全般における配慮」等	

学校での特別な配慮を必要とする幼児児童生徒については、医師の診断（学校生活管理指導表）等の提出を義務づけるため、それをもとに、個々に応じたプランを作成し、実施することになります。



③学校給食における食物アレルギーの対応方法と手順

学校給食は、学校給食法（下記を参照）にもあるように、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するため、学校教育の一環として実施されています。

「学校給食の目標」	『学校給食法の一部改正』 平成21年4月施行
1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。 2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。 3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。 4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。 5. 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。 6. 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。	

食物アレルギーの児童生徒に対しては、可能な限り、きめ細かに対応していく必要があります。しかし、アレルギーの原因となる食品（アレルゲン）や症状の程度は、一人ひとり異なっており、また、体調によっても変化するため、安全確保の観点からも、安易な判断でアレルギー対応を実施することは避けるべきです。

あくまで、児童生徒の安全を最優先とし、学校給食が原因となるアレルギーを発症させないことを前提としたアレルギー対応が重要です。

学校給食の段階別アレルギー対応

学校給食のアレルギー対応は、段階に応じて次の4つの段階に分けられます。

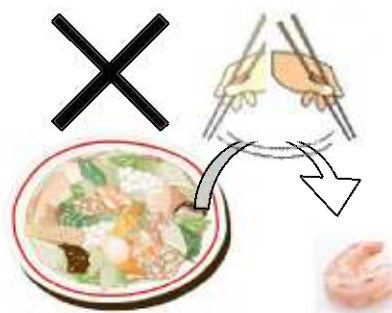
段 階	対 応 方 法	
レベル1	詳細な献立表対応 	学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を事前に配布・回収し、「原因食品が含まれた料理は食べない」ということを担任または関係する教職員が確認する。
レベル2	一部弁当対応 	どうしても学校での対応が困難な料理において、弁当を持参してもらい、給食の一部と持参した弁当を食べる。
レベル3	除去食対応 	原因食品を除いた給食を提供する。
レベル4	代替食対応 	原因食品を取り除き、不足する栄養素を別の食品を用いて補った給食を提供する。

※学校給食については、レベル1からレベル3の対応を行います。

また、アレルゲンや症状の程度は一人ひとり異なり、また、体調によっても変化することから、伊丹市では、

安全確保の観点から、原則として『原因食品が含まれる料理は食べない』対応とします。

『料理から原因食品のみを取り除いて食べる』〔(例) 八宝菜からエビだけを取り除いて食べる〕といった対応は実施しません。



学校給食のアレルギー対応の流れ

給食においてアレルギーの原因となる食品の誤食を防ぐためには、保護者からの正確な情報と、それをもとに全教職員が対応できるための体制が必要です。

そのため伊丹市では、下記の流れで対応を進めます。

準備① 食物アレルギー調査 ↓ 医療機関の受診	<u>『学校生活における食物アレルギー調査(様式1)』を実施後、食物アレルギーを有する児童生徒の家庭へ、医療機関の受診を依頼します。</u> ※食物アレルギーは軽度の場合でも、アレルギーの原因となる食品（アレルゲン）や症状の程度が一人ひとり異なるため、医師の診断による正確な対応の指示『学校生活管理指導表』が必要になります。
準備② 学校生活管理指導表 ↓ 聴取(面談等)	<u>『学校生活管理指導表(様式3-(1))』の提出を受け、【聴取（面談等）】を実施します。</u> ※面談は各学校の実態に応じて、「教職員等の役割 [モデル] (p8～9)」を参考に、複数の教職員等で行います。 ※アナフィラキシーの経験または発症の恐れがある児童生徒の家庭に対しては、【面談】を実施します。 ※軽度な児童生徒の家庭に対しては、家庭訪問や個人懇談、電話などによる【聴取】を実施します。（各学校の実態に応じ、面談の実施も可能です。） ※新中学校1年生については、中学校で聴取（面談等）を実施します。
準備③ アレルギー対応プラン	<u>『学校生活管理指導表』や『アレルギー面談記録（聞き取り用）』をもとに、『アレルギー対応プラン（様式5）』を作成・修正します。</u> ※校内外アレルギー対策委員会において、対象児童生徒への対応を検討し、決定します。

除去食提供についての流れ（準備）

除去食を提供するためには、保護者の同意を得ることや、除去食の提供が可能かどうかを判断することが必要となることから、上記の準備に加え、以下の手順を義務づけています。

- ①『伊丹市除去食対応申請書（様式11）』を配付・回収する。
- ②面談を実施する。 ※継続の場合は、除去食に関する面談は不要です。
- ③学校から学校給食センターへ、『伊丹市除去食対応申請書（様式11）』に『学校生活管理指導表 [写]（様式3）』を添付して提出する。
- ④学校給食センターは、申請書等の内容を確認し、提供の可・不可を決定し、『伊丹市除去食対応決定通知書（様式14）』を発行して学校に送付する。

※単年度申請となるため、毎年、申請が必要となります。

対応① 配布・回収	前月中に保護者へ『食物アレルギーチェック用こんだて表（様式6）』を配布・回収します。（保護者から押印をもらいます。）
対応② 【写し】の保管	『食物アレルギーチェック用こんだて表』の【写し】を2部用意し、1部は職員室等にまとめて保管し、もう1部は保護者へ返却します。
対応③ 【原本】の保管	『食物アレルギーチェック用こんだて表』の【原本】を担当が保管します。 ※保管場所は各学校で決定し、全教職員が確認・対応できるようにします。
対応④ 喫食前の確認	『食物アレルギーチェック用こんだて表』を確認し、本人にその日の対応内容を伝えます。（アレルゲンを含む料理の喫食中止、一部弁当、除去食） ↓ 配膳時（喫食前）に、対象児童生徒の配膳を確認します。

※アレルゲンや症状の程度は一人ひとり異なり、また、体調によっても変化するため、安全確保の観点から、原則として『原因食品が含まれる料理は食べない』対応とします。

『料理から原因食品のみを取り除いて食べる』〔(例) 八宝菜からエビだけを取り除いて食べる〕といった対応は実施しません。

除去食提供についての流れ（対応）

除去食を提供することは【レベル3】の対応となることから、特に注意が必要となります。そこで、誤配・誤食防止の徹底を図るため、上記の流れの際に除去食用の『食物アレルギーチェック用こんだて表』を用いるとともに、以下の流れによる複数の確認による提供を義務づけています。

- ①『食物アレルギーチェック用こんだて表（除去食用）』と『伊丹市除去食提供希望調査表（様式15）』を配付・回収する。
- ②学校給食センターが、月毎に『除去食対応一覧表（様式16）』を作成し、各学校へ送付する。
- ③学校給食センターが作成した『除去食受渡確認表（様式17）』を基に複数の視点で確認する。
 - 学校給食センター・・・提供の有無、調理、配缶、配送
 - 学校・荷受（配膳）・・・配送、荷受（配膳）、管理職
 - 教室（教師・本人）・・・喫食前に教師と本人による最終確認



④アレルギーに関する教職員への研修のあり方

幼児児童生徒がアレルギーを発症した際に、適切な対応を行うためには、教職員一人ひとりが本マニュアルを十分に理解するとともに、学校園内でより実践的な研修を定期的に行うことで教職員間での共通理解を図ることが必要です。

また、アレルギーに関する問題は、専門的な知識を有する者、または、適切な教材による研修が重要です。そのため、各学校園では、次の例を参考に、定期的な研修会を開催してください。

研 修 内 容	出 典 名
アレルギーに関する基礎研修	• 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン [日本学校保健会] • 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル [兵庫県教育委員会] • 伊丹市立学校園におけるアレルギー対応マニュアル [伊丹市教育委員会]
アレルギー対応プランの書き方・見方	• 伊丹市立学校園におけるアレルギー対応マニュアル
エピペン®の使用方法	• エピペン®の使い方かんたんガイドブック [ファイザー株式会社] • 伊丹市立学校園におけるアレルギー対応マニュアル [伊丹市教育委員会]
アレルギー発症時の対応方法	• 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン [日本学校保健会] • 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル [兵庫県教育委員会] • 学校の管理下における食物アレルギーへの対応 [日本スポーツ振興センター]
学校給食における対応方法	• 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン [日本学校保健会] • 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル [兵庫県教育委員会] • 食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル [日本学校保健会] • 伊丹市立学校園におけるアレルギー対応マニュアル [伊丹市教育委員会]

※ 保健体育課では、各学校園で研修会を実施する際に活用できる資料等を貸し出します。希望される場合はまず、保健体育課(072-784-8087)までご相談ください。

⑤幼児児童生徒への指導方法

アレルギー疾患の幼児児童生徒が安全・安心で楽しい学校生活を送るためには、個々の幼児児童生徒や学級の実態を踏まえた、きめ細かな配慮を行うことが求められます。

その際、保護者の意向や本人の人権・プライバシーに配慮しながら、幼児児童生徒の発達段階に合わせて、下記の指導内容（例）などの事柄が理解できるよう指導することが重要です。また、本人に対しても、発達段階に応じて自己管理能力を育成していくことも大切です。

※指導内容の例

周りの幼児児童生徒への指導内容	・アレルギーという病気の理解 ・だれにでも起こる可能性がある病気であるということ ・食物アレルギーは単なる好き嫌いや偏食とは異なり、他の人には何でもない食品が、人によっては命の危険にかかわることがあるということ ・対象幼児児童生徒の症状や原因物質、周囲の人たちの協力について ・緊急時処方薬等、薬の正しい理解と協力について
本人への指導内容	・アレルギーという病気の理解 ・アレルギーに伴う不安を取り除くこと ・規則正しい生活の大切さについて ・自分のアレルギーを認識させること ・自分のアレルギーの対処法について自分で判断する必要があるということ

※啓発参考資料



題 名	備 考
「ぼくしんぺい」	アレルギーを持つ子どもたちにとって命取りになることもある「つい、うっかり」について
「ピーナッツアレルギーのさあちゃん」	ピーナッツアレルギーのほとんどが例外なく、I型アレルギーの典型的な大変強い症状を起こす事について
「じしんがきたゾ〜」	食物アレルギーを正しく理解するために
「災害がおきたら??!」	災害のときに起こるアレルギーの問題について

NPO 法人アレルギー支援ネットワークのホームページからダウンロードが可能です